

共生社会の実現に寄与する社会教育・生涯学習

【審議のまとめ】

令和4年3月

北海道社会教育委員の会議兼第15期北海道生涯学習審議会

●審議のまとめの作成に当たって

2年間の審議において「求められる共生社会の姿」について議論を重ねてきました。その過程で、各委員からいただいた共生社会の実現に向けての各意見を「学びの支援についての工夫や改善」「人々の意識改革」「学ぶ場の確保や学びを支援する人材養成」「学ぶ内容や道筋そのものの工夫や改善」「共生社会実現への施策(公助)」の五つの審議の柱に沿って分類しました。意見は各委員の発言等を尊重して、できるだけそのまま掲載することとしました。

目 次

1	はじめに	P 2
2	求められる「共生社会」の姿とは	P 3
	(1) 現状と課題	
	(2) 求められる「共生社会」の姿	
3	「共生社会」を実現するための社会教育・生涯学習の役割	P 4
	(1) 学びの支援についての工夫や改善	
	(2) 人々の意識改革	
	(3) 学ぶ場の確保や学びを支援する人材養成	
	(4) 学ぶ内容や道筋そのものの工夫や改善	
	(5) 共生社会実現への施策(公助)	
4	おわりに	P 11

資料編

I	合理的配慮とは	P 13
II	令和2年度 道内市町村における「障がい者の生涯学習」に関わる 実態調査報告(抜粋)	P 13
III	審議の経過	P 18
IV	北海道社会教育委員兼第15期北海道生涯学習審議会委員名簿	P 19

1 はじめに

<社会教育・生涯学習への期待～共生社会の実現に向けて>

我が国は、少子高齢化と経済停滞、地方の疲弊、エネルギー・環境問題など様々な課題を抱えています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として外出を控え、社会的距離を保ちリモートワークが推奨されることで新しい生活様式が生まれようとしています。地域社会での人の繋がりはより希薄となり市民の孤立化が問題となっています。

この閉塞感の高い状態を抜け出すための社会的革新を起こすには、社会に多様性があることが求められます。いろいろな考えを持つ市民が相互にそのアイデンティティを尊重し高め合う文化的交流が活発に行われていると、やがて社会的、地域的、価値観の多様性が高まり、いろいろな知見から問題解決的発想が生まれ、社会的革新が実現されることにつながります。

多様性のある社会は、社会の様々な変化に柔軟に対応する力を持っています。一部の市民だけではなく、あらゆる分野の市民がクリエイティブであることが重要です。

その実現には生涯にわたって学び続けることが大切です、社会教育・生涯学習への期待はますます大きくなっています。学びは、市民自ら学びに取り組む自助、市民同士が連携し支え合う共助、行政が学びの機会や仕組みを保障し支援する公助によって成り立ちます。自助、共助、公助が公共の協働として行われることは、多様性のある共生社会づくりそのものと言えます。共生社会は、市民一人一人の生涯学習によって実現されるのです。

本審議会の議論が、これからの北海道における市民自身による豊かな学びの推進の手掛かりとなることを願いとめいたします。

北海道社会教育委員の会議兼第15期北海道生涯学習審議会
議長兼会長 武田 亘 明

2 求められる「共生社会」の姿とは

(1) 現状と課題

<「社会的包摂の実現」のための社会教育への期待>

- 国から出された中央教育審議会、生涯学習分科会の議論の整理においては、生涯学習、社会教育をめぐる現状課題の冒頭に「社会的包摂の実現」が挙げられており、「地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる環境を作っていく上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすことが期待されている」、「様々な理由で困難を抱える人たちに対し、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の拡充が重要」といわれている。

<障がい者の生涯学習の推進>

- また、生涯学習の観点から、国から「障がい者の生涯学習の推進」ということが求められており、令和元年には、都道府県・市町村に対して通知も発出されている。その中で、特に「障がい者の生涯学習の推進」の教育計画への位置付けが求められている。

<今期の審議を進めるに至った経緯>

- 前期（第14期）北海道社会教育委員の答申『子どもの活動を支える持続可能な「地域コミュニティ」の形成に向けた社会教育の振興方策について』6の（4）社会的包摂への寄与という項目に、「社会教育は大きな役割を果たしうる」という記述があり、障がいの有無、国籍、貧困、性別など多様な視点があることから、障がいのある方はもとより、様々な状況にある方の豊かな生活の実現のため、今期の会議において、社会的包摂への寄与という点から審議を進めていくこととした。

(2) 求められる「共生社会」の姿

<キーワードは「公共心」>

- 共生社会とは、「共に生きている」ではなく、共に生かされている、生かし合う、そういう社会であり、キーワードは「公共心」ではないか。その公共心の中には、自助・公助・共助が含まれており、「共感」（自己肯定感・自己肯定力・安心感のこと）、「教育」（様々な価値観を持ちより個性を育むこと）、「協働」（今尊重し合える安全な社会を築くこと）が備わった社会こそが求められる「共生社会」の姿ではないかと考えられ、共生社会と持続可能社会の両立が非常に重要である。

<ポイントは「三角形の底辺を固めること」>

- 従来、生涯学習というものは自己実現というところで、「三角形を伸ばす」といったところが、注目されてきたが、社会的包摂や共生社会においては「三角形の底辺を固める」といったところがポイントになってくる。

<「仕事」、「生活」、「趣味・特技」の3つのバランスの取れた人生を享受できる社会>

- 学校で経験したことが将来的に生きがいや楽しいと思えることとして、卒業してからもずっ

と続き、「働くこと」、「生活すること」、「自分の趣味や特技」の3つのどれが突出するわけでもなく、バランス良く調和が取れた充実した人生を、誰もが送ることのできる社会。

<認め合うこと、顔の見える関係づくり>

- 共生社会の実現のためには、小さな時から自分とは違う考えの人がいて、認め合ったりするところから始まり、顔の見える関係を作っていくことが望ましい。自分たちにもメリットがあれば、自分事として捉えやすく、何を目的とし、手段とするかを見極めながら、多くの方たちが関わりやすい共生社会を作っていくこととしたい。

3 「共生社会」を実現するための社会教育・生涯学習の役割

(1) 学びの支援についての工夫や改善

<当事者意識と公共心を結ぶ言葉＝「感応力」>

- 当事者意識と公共心を結ぶものを言葉にするならば「感応力」ではないだろうか。人には歴史があり未来がある。地域にも歴史があり未来がある。それぞれの思いをつなぐことが成熟した社会への導きとなり、自然で合理的な配慮も相乗すれば、より活動しやすく生きやすい共生社会へとつながることが期待できる。また、共生社会の実現を目指して各自治体の社会教育委員の会議などにおいても熟議を重ねる必要性を感じる。

<社会教育のスタートは「課題の共有」>

- 社会教育のスタートは課題を共有することであり、現代社会で問題なのは、「助けて」とか「力を貸して」と言う力がないことであり、当事者の方のために何かしたいと思っている方たちが声を拾い、当事者の方が声を上げられる環境を作っていく社会と、行政の仕組みとして上がってきたものはきっちり考え、取り組んでいく社会の両方が進んで行くことが、現代社会で生きづらさを感じている方たちにとっては大事である。
これらの課題を社会教育上の課題として捉え、力を付けていかなければならない。

<「セーフティーネット」としての社会教育>

- 社会教育としては、事業に参加していただけないのは行政で事業を組み立て提供しているという部分と、提供している事業に参加するという部分との間に隔たりがあり、一緒に活動しているという位置付けになっていない。特定の人しか集まらず、地域のつながりづくりとは、ほど遠く、社会的に孤立しがちな人などをどのように参加しやすくして、一緒に取り組むことができるかが課題である。テーマと手法が合っていない可能性もあり、誰もが学べる、学びたい、どこでもできる、そういうことをユーザーの目線で考え、手法自体を変えることにより、社会教育自体が孤立している人たちを救うための「セーフティーネット」になっていくことが、重要である。

<魅力的な場や関係づくりが大切>

- 生涯学習としては、学びの意欲が一番大切であるが、学校教育で学びの意欲を失ってしまう

子もいる。「勉強」と「学び」というのは決してイコールではなく、いろいろなことに学びの意識があって、自分の知りたいことや、やってみたいことをたくさん持っている子は、その先も自分で開拓していくことができる。しかしながら、参加できない期間が長くなってしまうと、参加したい意欲が失われて、参加しなくなってしまうため、参加できなくても、「また行きたい」、「戻りたい」と思える魅力的な場や関係を作れるか、が大事となる。

<障がい者に役立つ情報を把握する必要性>

- 障がい者については、まず情報が足りない、目に入りづらいということで機会も失われてしまう状況にある。特別支援学校の生徒は、学校で初めてチームで行う運動や合唱等の楽しみを味わうことが多いが、卒業してばらばらになると仲間が見つけれず、やりたいけれど実現できない状況にある。学校と地域のつながりはあるが、生徒個人になると地域のつながりが持てない、といった問題を抱えている。

そのため、障がい者など、どれぐらいの対象者がいるのか、どういう団体があるのか、それぞれの団体がどのような活動をしているのかという概要を把握していくことが必要である。

<社会教育・生涯学習の共生＝「共感」>

- 社会教育・生涯学習の共生とは、一緒に様々な意見に耳を傾けながら、自分の意見を出していくことであり、「共感」によって、仲間づくり、ネットワークづくりができていくと考えられる。

(2) 人々の意識改革

<知ろうとすること>

- 共生社会の実現や寄与において、一番重要なのは、市民一人一人の考えや行動である。
それをどのように促し、サポートしていくかの主役は市民である。そして、いつも輪の中にいる市民ではなく、今まで社会教育に関わったことのないような市民がどうしたら関わりたいと思えるのか、それは中心にいる市民に聞いてもわからない。偉い先生を招いてシンポジウムをしても偉い先生だって、輪の中心にいる市民に変わりないと思われる。
私たちはこれまで会って話をしたことない人に会いに行く、話を聞きに行く、このようなことが重要だと考える。「知ろうとすること」これは市民にとっても、自治体にとっても大切な姿勢だと思われる。

<圧倒的な当事者意識、自己変換につながる関わり方>

- 障がい者の方たちが変わるのではなく、私たちの社会がどうやって変わっていくのか、私たちが当事者であるという圧倒的な当事者意識を持つことが大切である。
また、自分の知識や良識で計るのではなく、相手の本当に困っていることを聞き逃さない聞く力を持ち、その場所に自分が参加することが併せて大切である。
障がいを持っている人を何かの対象として見るのではなくて、平等に理解し合う存在として、自己変換につながる関わり方を目指していかななくてはならない。

<コーディネートではない、「心の摺り合わせ」>

- そのためには、コーディネートではなく、人と、人として、本当にお互いに心を摺り合わせしていくようなことが非常に重要であり、全体への配慮によってやさしい社会となり、「いつの間にか、はじかれていた人」が共生できるような社会の実現に向かっていくのではないか。

<相互理解>

- マイノリティの人には理解される対象というように、「理解される側」と「理解する側」といった二極化の傾向があるが、どちらの側面も持ち合わせているものである。

相互理解においては、誰かに合わせるとか、仲良くしていくということだけが目的ではなく、自分を分かってもらふことや、相手のことを分かろうとする過程が大事となってくる。

みんなで仲良くやることが全てではなく、お互い何を目的としているのか分かった上で一緒にやっていく「連携」「協働」こそが、相互理解のはじめの一步である。

<しっかり聞くこと、伝えること>

- 子どもと親、子ども同士でも、自分と違う人の話をしっかりと聞くことができ、自分の考えもしっかりと相手に伝えることができれば、お互いに歩み寄って、一緒にみんなで良くなっていくためにはどうしたらいいのかなどを考えていくことができるが、身近な人を気にかける心が育っていかないと共生社会というのは難しいものである。

<学びを活用する意識>

- 社会教育あるいは生涯学習、自分たちの学んだことをまちづくりに活かしていくのだという意識をそれぞれが持ちながら進めていく必要がある。

<手を挙げても挙げなくてもサポートを受けられる関係づくり>

- 生活保護や公的扶助のように困っている人が手を挙げて、サポートを受ける。この手を上げたら助けてもらえるという仕組みは重要である。

一方、困っていても手を挙げられない人もいる。その場合、地域のつながり、お節介さ、お互い様の感覚が生かされ、手を挙げられない人にアプローチして、その方の心配事や困りごとの解決に向けて動くことができる。これらの「手を挙げたらサポートされる」、「手を挙げなくてもサポートされる」は2者択一のものではなく、両輪だと考える。

前者だけが強くなると、手を挙げないのが悪い、助けてほしいなら手を挙げるべき、という強者の理論になる。

公的扶助がスムーズに受けられる仕組みは必須であることには変わらないが、私たち市民は後者、相互の理解を深め、地域のつながりでお互いの背景、状況を気にし合える関係性を作ることが大事だと考える。

<『不都合な現実』に立ち向かう同士>

- 市民の中に自身に関係の有ることか、無いことかではなく、更には自身に得なことか、損なことかでもなく、『不都合な現実』に立ち向かう帆船の地球丸という船に乗り合わせた同士で

あるという気づきを共有したいと考える。

(3) 学ぶ場の確保や学びを支援する人材養成

<合理的配慮>

- 障がいを持った方々が学ぶに当たっては、指導者及び場の不足が課題となっている。誰もが社会教育を受ける権利があり、生涯学習をする権利があるため、誰もが参加できるような「合理的配慮」を施すことが重要となる。

<共に学べる仕組みや場>

- 障がい者を分けて学習機会を作ることも内容によっては必要と思われるが、それと同時に、障がい者やその他、例えば日本語を母国語としない方や妊婦さんなど社会的に弱者とされる方も含めた地域全体で学んでいける仕組みや場を考えていくことが重要である。
そのための一つとして、一人でも多くの人理解し合える場、そのうえで議論をしていける場を地域に作るなど、相互理解の上に共に学ぶ場を作っていける流れがあればよいと考える。

<ツールとしての社会教育・生涯学習>

- 人と人や、人と団体をつなぐ拠点や、新しいつながりを取り持つような場の創出が理想であり、相互理解や継続的に行われる仕掛けや本音で話せる場が大切であるとともに、様々な地域課題の解決にしっかりと対応できる環境づくりや人材養成が必要である。
有用な学びの場というものは、学びたいことを持っている人や、疑問を持っている人が集まることにより、作ることが可能となる。
学ぶ場の確保や学びを支援する人材養成を進めていくツールが社会教育、生涯学習であり、社会教育事業では、キーパーソンの存在が大きいものである。

<与えるのではなく、共に考えるもの>

- 学ぶ場については、学校の教育活動として、実際に体験的に学ばせて教員が与えるのではなく、「生徒たちがどういう工夫をして活動を広げられるのかを共に考えるもの」や、自分たちが足りないものを補うのではなく、「今あるものをどう社会と結びつけていくのか、自分たちが活かされる場というものを持つもの」としたい。

<学びなおしの機会の確保>

- 「人生100年時代」といわれる今、基礎的な学習は6歳から15歳で終わるという仕組みに疑問を感じている。夜間中学校よりも、もっと気軽に、オープンに、大人も子どもも、地域での学びなおしができる仕組みがあればよいと考える。
そして、学びなおした結果、働くこと、地域とつながることにポジティブになり、そのような方が今度は学びなおしたい人をサポートできる、そのような循環があればよいと考える。

<本道におけるプラットフォームづくり>

- 施設や機会が都会に集中しがちな北海道で、障がいの有無に関わらず参加できるスポーツや芸術などの機会が広がるよう活動できる場所や誘ってくれる人のつながりが北海道中にでき

ることが望ましい。また、才能をより活かし伸ばしていくような、そういうプラットフォームを北海道としてどのように作っていくか議論をしっかりと進めていきたい。

(4) 学ぶ内容や道筋そのものの工夫や改善

<人間関係や社会の中での学びとは>

- 人間関係の中で、社会の中で学んでいくことはどういうことなのか、もう少し体系立てて整理していかなければいけない。地域課題に危機感を持っている人が少ないのではないかなかなか解決しないのは、学びの方向とそこから得る情報に偏りがあるからではないかという背景がある。

<しっかりと「リアル」を伝えていく学び>

- まず、学びというコンテンツの中では、地域課題の解決をするような情報をキャッチアップする福祉と民間団体等の連携が必要となる。福祉教育というと、疑似体験がイメージされやすいが、「疑似」は「疑似」でしかなく、隔たりや分断を生むことも懸念され、しっかりと「リアル」を伝えていく学びが大切である。

<学びの機会の継続>

- また、学びの機会を一つのイベントで終わらせないよう、もっとお互いのことを知らせるよう、努力しなければならないし、知ってもらえるよう、機会をたくさん作らなくてはいけない。そのことは、障がい云々に関係なく、一回ではなく何回も継続して重ねることにより、お互い理解を広げていき、その人を知ることが最終的に重要になる。

<学びの循環～学んだ人たちが学びの担い手へ>

- さらに、学ぶ機会を作るだけでなく、学んだ人たちが、自分たちで学びを作る側になれるという経験が必要であり、障がいのある人も、社会的に孤立している人も才能を開花させて、北海道の中で担い手に育てていく、そういう機会を作っていくことが理想である。

<学びの「入口」と「出口」>

- 学ぶ意欲をどのように作っていくかが課題であり、学びを通じて何か自分にもできることはないかなど、自分事として学ばないと、一方的な学びの提供ではなかなか主体性を育めない。学びは生きるための手段で、多くの人たちが関わりやすい戦略的な「1つ」の入口にすべきである。
また、学びの後の出口をどうするかということも課題であり、学んで終わりではなくて、地域の活動に参加するなど学びを目的化せず手段化することや、学んだ後の行動変容を促す出口戦略をどのように構築していくかが大切となる。

<共生社会の実現に寄与する社会教育のヒント>

- 例えば、子育てについて勉強すると、大変だったことを思い出しつつ、大変だったからこそ自らの経験を伝える学習機会を作りたいと言ってくれる。そういうところまで行って、初めて

共生社会の実現に寄与する社会教育というものが見えてくると考える。

また、困っている人を助けるだけでなく、不安な方の声を聞く、ここからわかる地域の問題もあるのではないかと感じるところである。

(5) 共生社会実現への施策（公助）

<行政と民間団体の役割分担、相互の連携>

- 社会教育、社会福祉、産業界などいろいろなステークホルダーを集められるような「つながりづくり」や、NPOは「人を変える」、行政は「人々が活動しやすいような仕組みやベースを作る」というような役割分担の整理や、民間企業・NPOの力を相互に活かし合うことは当然大切であり、必要なことである。

<行政における公助に対する意識>

- しかしながら、公助のところが少し意識されにくくなっているのではないかという危機感を一つ持っていて、やはり公助として行政でしっかりやるべきことがあると思われる。何もかも民間に任せてというようなことだと、長いスパンで続いていかないという危機感があり、最終的には公でしっかり環境整備を行っていくことを忘れてはならない。

<社会教育の権能の強化>

- 環境整備について、虐待などの問題では、予防となる社会教育という面は非常に弱いので、行政の役割と同じ程度に社会教育の役割を位置付けして社会を作っていかなければならない。一方、施設や設備など様々なインフラ部分についてのニーズの把握は、地域で何か策を練れば、改善させていけるのではないかと感じる。

<社会教育制度を地域に定着させる目的>

- 社会教育制度を地域に定着させる目的は、①「生涯学習として、市民みずからが人生の価値を高めるために、自己学習環境を整備し、支援するという側面」がある。他方で、②「生活弱者などのセーフティーネットとしての側面」もあり、成人同士のつながりを築き、未来社会や少子高齢化の中で、他者とつながることや、他者との良い関係をつくるという社会力を青少年に身に付けてもらいたいという思いがある。

<社会教育制度の可能性>

- 社会教育制度は、市民に対する行政サービスであるが、その目的を社会における市民同士の人間関係を良好なものにするためにと考えるならば、そのつながりは社会教育のみならず、医療、介護、生活困窮者対策など、社会保障の領域までによい影響を生み出す可能性があると感じられる。

<全庁的・全道的な取組の必要性>

- 共生社会の実現に向けて各自治体間で格差が生じない戦略を講じることや、縦割り行政の是正など全庁的・全道的に取り組むことが必要である。

<地域ネットワークの強化や連携、社会的な関心の高まりのヒント>

- 例えば、東京パラリンピックで使用された国際規格の器具が希望した全国の自治体で再活用されることになっている。

北海道内の自治体にも相当数が入っていると思われるが、効果的な利活用を考えた時、アダプテッドスポーツの普及はもちろんのこと、組織化できれば地域ネットワークの強化や連携も可能ではないだろうか。

また、積極的な支援により国内大会が全国各地で開催されれば社会的な関心の高まりも期待できると考える。

4 おわりに

<今期2年間の審議を振り返って>

「共生社会の実現に寄与する社会教育・生涯学習」というテーマで2年に渡り審議してきました。共生社会は文字通り、誰一人取り残さずに皆が共に生きる社会といえます。しかし、困難や不安を抱える人々や様々な背景を持った人々の多様性を考慮した学びの場は必ずしも十分に整備されてきませんでした。こうしたことから社会的に孤立しがちな人や障がいのある人など学びの機会を保障されにくかった人たちを含めた社会教育・生涯学習の在り方を中心に据え議論してきました。

今期の委員には、障がい者当事者として発信してきた委員や大病を経験した委員、道内に在住している外国人労働者の学びの場づくりに取り組む委員、マイノリティの声を積極的に届けるラジオ放送づくりに取り組む委員、障がいのある子どもたちの教育に取り組む委員、父子家庭支援者などが揃い、テーマに沿った活発な意見交換の場を持つことができました。

特に、障がい者当事者として参加した委員の意見は、参加した他の委員たちの意識を根底から揺さぶるものでした。学校教育や社会教育として、障がい者理解を深めるための授業や講座はいくつも開催されています。こうした学びを通して、障がい者に対して醸成される意識はおおよそ次のようなものと指摘します。「障がい者が困っていたら、手を貸してあげよう」。しかし、この意識それ自体を問い直すことが共生社会の第一歩であるということです。つまり、人は誰しも困難や生きづらさがあり、障がいがあってもなくても、“平等に理解しあう存在”であることを理解するための学びが必要であるということです。

障がい者や社会的に孤立しがちな人、外国人などを何かの対象として捉えるのではなく、共に生きる社会の一員同士であるということを理解する社会教育をどう創造していくかがカギとなるのです。

道内178市町村教育委員会へのアンケートでは、障がい者を対象とした生涯学習活動が未整備であることが明らかになりました。また、社会教育施設についても身体肢体不自由に対する対応は比較的進んでいましたが、それ以外の視覚、聴覚、病弱、知的、精神、発達障害への配慮はこれからという状況でした。

これまで見えにくかった障がい者やいわゆる少数者といえる立場の人たちの声を委員の皆さまの事例報告やアンケートから学ぶことができました。そして、彼らを理解の対象という形で捉えるのではなく、彼らも含めて一人一人が学びの発信者となる道筋をつくるこ

と、そこにアプローチできる社会教育・生涯学習が求められていることを確信し、「審議のまとめ」として、整理することができました。

この「審議のまとめ」が障がい者をはじめとした多様な人びとがその人らしく生きていく共生社会を実現していく“北海道の社会教育・生涯学習の新たな一歩”につながることを期待したいと思います。

北海道社会教育委員の会議兼第 15 期北海道生涯学習審議会
副議長兼副会長 吉 岡 亜希子

資料編

I 合理的配慮とは

- 過度な負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

合理的配慮の一例



II 令和2年度 道内市町村における「障がい者の生涯学習」に関わる実態調査報告(抜粋)

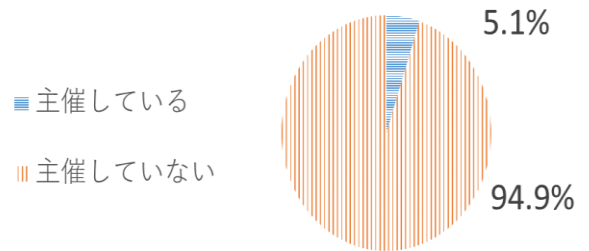
- 1 調査期間 令和2年10月2日(金)～16日(金)
- 2 対象者 道内178市町村教育委員会(札幌市を除く)
- 3 回収率 100.0%
- 4 調査項目
 - (1) 教育委員会が主催する「主に障がい者を対象とした生涯学習活動」に関わる事業
 - (2) 教育委員会が主催する「障がいの有無に関わらず参加可能な生涯学習活動」に関わる事業
 - (3) 教育委員会以外の部局が主催する「主に障がい者を対象とした生涯学習活動」や「障がいの有無に関わらず参加可能な生涯学習活動」に関わる事業
 - (4) 社会教育施設の状況
 - (5) 市町村が策定する教育全般に関する計画(教育振興基本計画等)への障がい者の生涯学習支援に関わる施策や事業の記載
 - (6) 「障がい者の生涯学習」に関する事業等の情報提供の状況
 - (7) 教育委員会職員を対象とした「障がい者の生涯学習」に関する研修の実施
 - (8) 障がい者の生涯学習推進上の課題

(1) 教育委員会が主催する「主に障がい者を対象とした生涯学習活動」に関わる事業

① 教育委員会が主催する「主に障がい者を対象とした生涯学習活動」に関わる事業 (n=178)

調査票調査上は、9市町村であるが、現在進めている聞き取り調査において、「障がいの有無に関わらず参加可能な事業であった」という回答をしてきているところもある。

	市町村数
主催している	9
主催していない	169

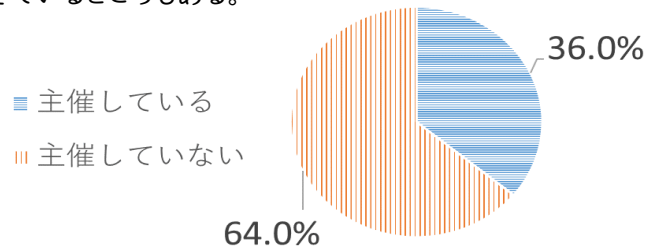


(2) 教育委員会が主催する「障がいの有無に関わらず参加可能な生涯学習活動」に関わる事業

① 教育委員会が主催する「障がいの有無に関わらず参加可能な生涯学習活動」に関わる事業 (n=178)

調査票調査上は、64市町村であるが、現在進めている聞き取り調査において、「事前に対応について協議を行うまではしていない」という回答をしてきているところもある。

	市町村数
主催している	64
主催していない	114

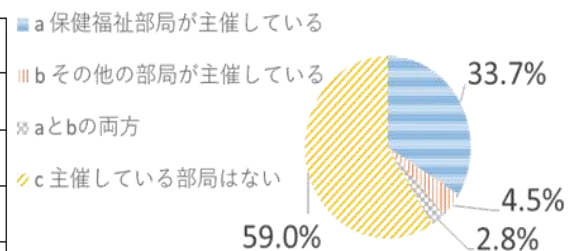


(3) 教育委員会以外の部局が主催する「主に障がい者を対象とした生涯学習活動」や「障がいの有無に関わらず参加可能な生涯学習活動」に関わる事業

① 教育委員会以外の部局が主催する「主に障がい者を対象とした生涯学習活動」や「障がいの有無に関わらず参加可能な生涯学習活動」に関わる事業 (n=178)

事業を実施している部局は保健福祉部局が多い。教育委員会以外の部局で事業を行っている市町村は、全体の41.0%である。

	市町村数
a 保健福祉部局が主催している	60
b その他の部局が主催している	8
aとbの両方	5
c 主催している部局はない	105



※ 教育委員会または教育委員会以外の部局、もしくはその両方で「障がい者の生涯学習」に関わる事業を行っている市町村（行政が「障がい者の生涯学習」に係る事業が行っている市町村）は、96市町村(53.9%)である。

(4) 社会教育施設の状況

① 社会教育施設の状況 (n=982)

記載のあった 982 の社会教育施設で対応できる障がいの種別で一番多いのは、身体障害(肢体不自由)であった。

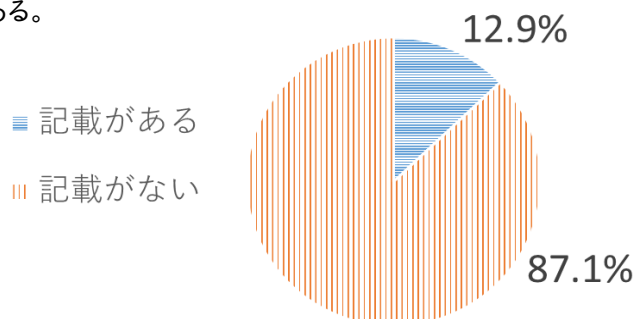
	身体障害 (視覚)	身体障害 (聴覚)	身体障害 (肢体不自由)	身体障害 (病弱)	知的障害	精神障害	発達障害	その他
◎・・・障がいに対して対応できる設備が充実しており、支援ボランティア等の受入体制もある	3	0	6	0	0	0	0	0
○・・・障がいに対して対応できる設備は充実しているが、支援ボランティア等の受入体制がない	26	16	95	15	5	6	8	0
●・・・障がいに対して対応できる設備があり、支援ボランティア等の受入体制もある	8	8	44	8	1	1	1	4
△・・・障がいに対して対応できる設備があり、支援ボランティア等の受入体制がない	123	66	437	155	83	75	80	18
▲・・・障がいに対して対応できる設備はないが、支援ボランティア等の受入体制はある	63	87	36	64	75	52	58	40
×・・・障がいに対して対応できる設備がなく、支援ボランティア等の受入体制もない	759	805	364	740	818	848	835	920

(5) 市町村が策定する教育全般に関する計画（教育振興基本計画等）への障がい者の生涯学習支援に関わる施策や事業の記載

- ① 市町村が策定する教育全般に関する計画（教育振興基本計画等）への障がい者の生涯学習支援に関わる施策や事業の記載(n=178)

23市町村において、障がい者の生涯学習支援に関わる施策や事業の記載がある。このうち、最も多いのが「生涯学習・社会教育に関する計画」である。

	市町村数
記載がある	23
記載がない	155

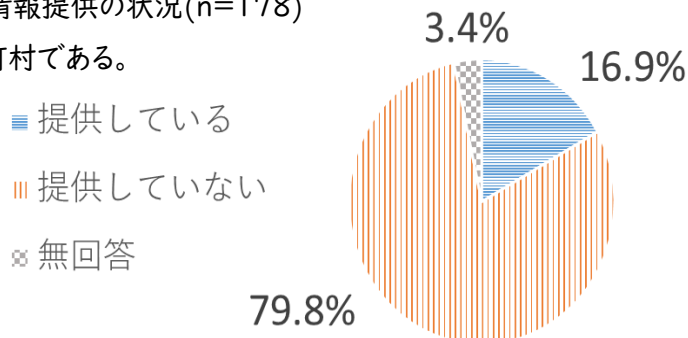


(6) 「障がい者の生涯学習」に関する事業等の情報提供の状況

- ① 「障がい者の生涯学習」に関する事業等の情報提供の状況(n=178)

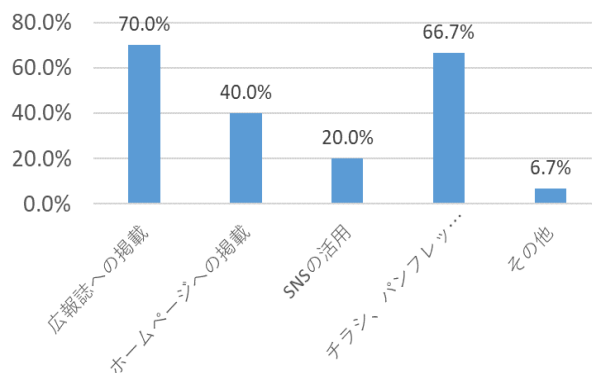
情報提供をしている教育委員会は30市町村である。

	市町村数
提供している	30
提供していない	142
無回答	6



「提供している」と回答した30市町村が行っている情報提供の方法は、「広報誌への掲載」と「チラシ、パンフレット等の配布」が多い。(n=30, MA)

	市町村数
広報誌への掲載	21
ホームページへの掲載	12
SNSの活用	6
チラシ、パンフレット等の配布	20
その他	2

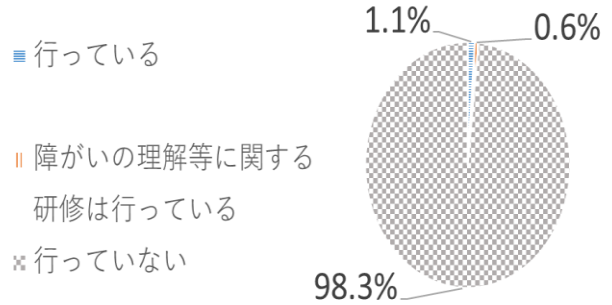


(7) 教育委員会職員を対象とした「障がい者の生涯学習」に関する研修の実施

① 教育委員会職員を対象とした「障がい者の生涯学習」に関する研修の実施(n=178)

ほとんどの市町村の教育委員会で「障がい者の生涯学習」に関する研修は行われていない。

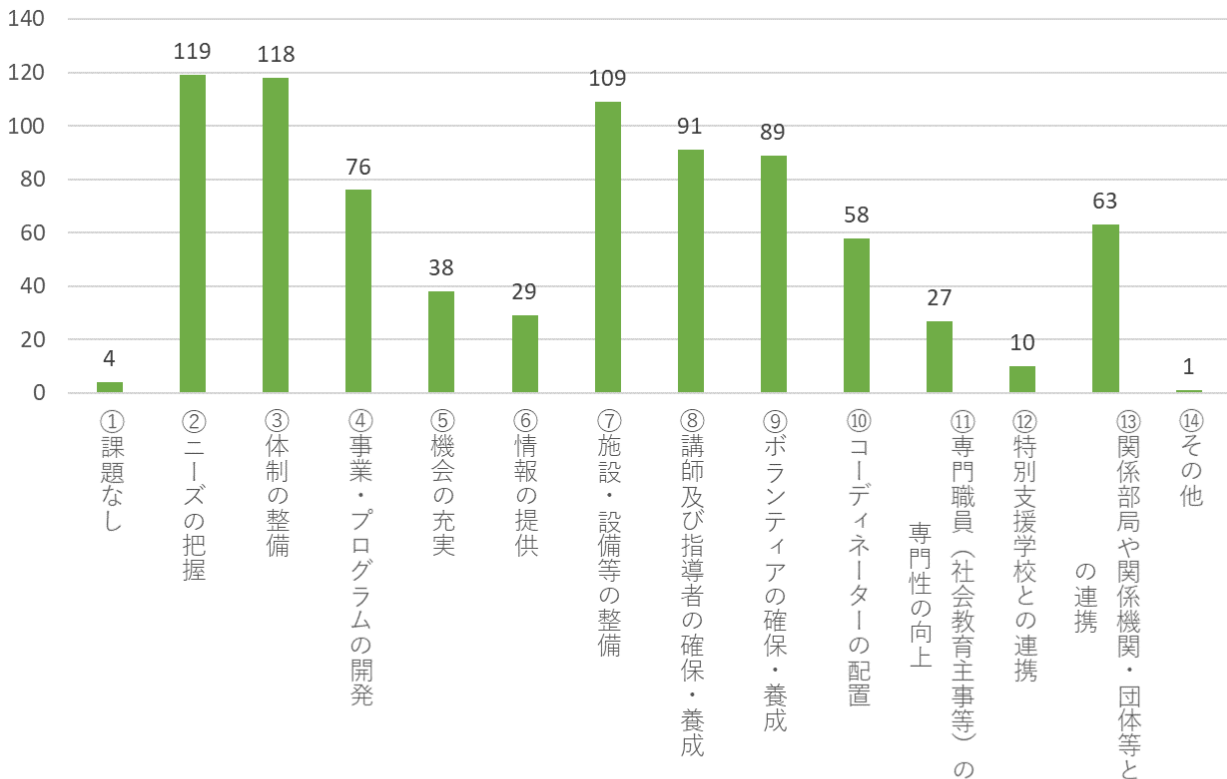
	市町村数
行っている	2
障がいの理解等に関する研修は行っている	1
行っていない	175



(8) 障がい者の生涯学習推進上の課題

① 障がい者の生涯学習推進上の課題(n=178, MA)

課題が「ない」と回答した市町村は、4市町村のみで、他の市町村は、「②生涯学習活動に関するニーズの把握」、「③生涯学習活動に関する体制の整備」、「⑦生涯学習活動を行う施設・設備等の整備」を課題として挙げているところが多い。



Ⅲ 審議の経過

<令和2年度>

- 第1回 令和2年(2020年)10月8日
主な議題 今期の会議運営について

- 第2回 令和3年(2021年)1月13日
主な議題 今期の審議について

- 第3回 令和3年(2021年)3月25日
主な議題 今期の審議について

<令和3年度>

- 第1回 令和3年(2021年)8月4日
主な議題 「審議のまとめ」検討

- 第2回 令和3年(2021年)12月20日
主な議題 「審議のまとめ」検討

IV 北海道社会教育委員兼第15期北海道生涯学習審議会委員名簿

任期：令和2年（2020年）8月1日～令和4年（2022年）7月31日

氏名	所属・職業等	備考
池部 彰	北海道町村会副会長 (南富良野町長)	令和4年2月21日まで
石塚 英資	北海道社会教育委員連絡協議会理事 (石塚建設興業株式会社代表取締役社長)	
井上 明子	北海道札幌厚別高等学校長 (北海道高等学校長協会家庭部会副部会長)	
近江 正隆	NPO法人食の絆を育む会理事長	
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう理事長	
岡部 義孝	北海道公民館協会副会長 (釧路市教育委員会教育長)	
白石 友柄	NPO法人教育支援協会北海道専務理事	
杉澤 洋輝	株式会社らむれす代表取締役社長	
武田 亘明	札幌市立大学准教授	議長兼会長
千葉 聡美	北海道特別支援学校長会監事 (北海道白樺高等養護学校長)	
三田村 亜依	公募	令和3年5月19日まで
皆上 泰信	公募	
山本 美加	北海道高等学校PTA連合会顧問	
吉岡 亜希子	父親ネットワーク北海道事務局長	副議長兼副会長
吉岡 宏高	NPO法人炭鉱の記憶推進事業団理事長	